

「中東産油国向け産業協力事業」に係る業務概要

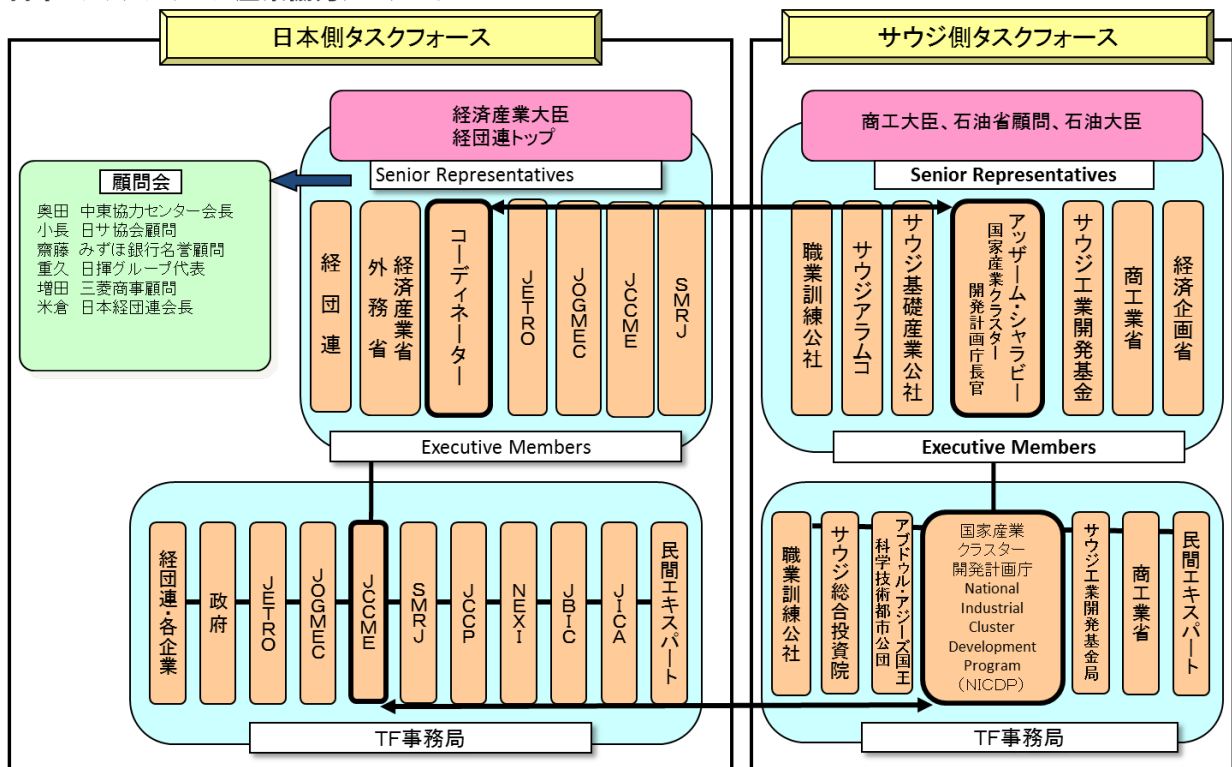
1. サウジアラビアとの産業協カスキームについて

サウジアラビアとの産業協力は、平成 19 年 4 月の安倍総理大臣(当時)の同国訪問に際して発表された共同声明において「両国の産業における投資機会を促進する目的のため適切かつ専門的な共同タスクフォースを設立する」旨が謳われ、これに基づき締結された両国間の産業協カタスクフォースに関する実施要項に基づき事業を実施しています。

この中で、タスクフォースの体制や役割等が明記されており、日本側事務局として指名されている一般財団法人中東協カセンターの下で事業を実施するスキームとなっています。

サウジアラビアとの産業協カ事業の実施期間は、当初平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間となっており、その後平成 25 年 2 月の茂木経済産業大臣の同国訪問の際に発表された共同声明の中で、5 年間の延長が合意されたことから現在本事業の実施期間は平成 29 年度までとなっております。

日本・サウジアラビア産業協カタスクフォース



(注)JCCME: (一財)中東協カセンター

JOGMEC: (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JETRO: (独)日本貿易振興機構

JICA: (独)国際協カ機構

SMRJ: (独)中小企業基盤整備機構

JBIC: 国際協カ銀行

NEXI: (独)日本貿易保険

JCCP: (一財)国際石油交流センター

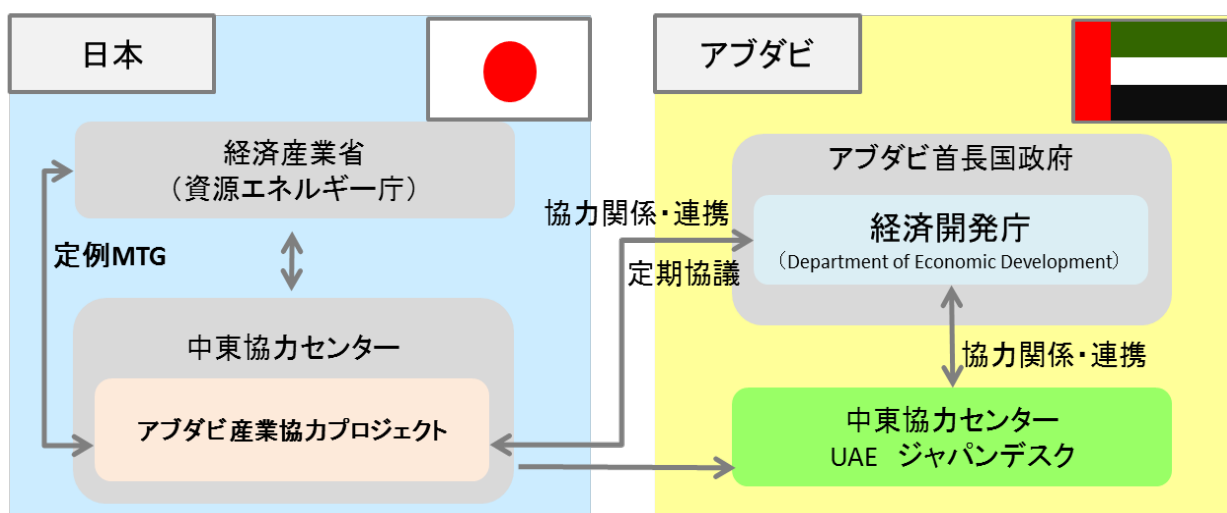
2. アブダビとの産業協カスキームについて

アブダビとの産業協カは、平成 24 年 11 月にアブダビ経済開発庁と財団法人中東協カセンターとの間で締結された産業協カ事業を推進する旨の覚書に基づき事業を推進しております。

同覚書では、日本の経済産業省とアブダビ経済開発庁の支援による産業協カ事業の実施について定められており、平成 25 年 5 月の安倍総理大臣のアブダビ訪問に際して発表された共同声明の中で同覚書が明記されております。

アブダビとの産業協カ事業の実施期間は同覚書の有効期限である平成 29 年度までとなっております。

アブダビ経済協カPJTの現地ネットワーク



3. 具体的な業務内容について

本事業については具体的な数値目標は設定していませんが、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、前期(平成 20 年度から平成 24 年度)以上の我が国企業の現地への進出を目指しております。

(1) サウジアラビア及びアブダビへ投資を行う我が国企業の発掘・支援及び投資環境向上支援等に関する業務

- ① 我が国企業の現地進出の可能性等に関するヒアリングや現地への進出を促進するための セミナー・ワークショップ 等の開催・講演等、さらに現 地調査ミッションの派遣 により現地視察や現地企業・政府機関等との意見交換等を行う。
- ② 現地進出の可能性のある具体的案件について、事業コスト、採算性、法的・技術的諸問題に係る 現地詳細投資環境調査 の実施支援
- ③ 現地への進出を検討している我が国企業等の現地での調査活動等への支援を行う拠点を設置し、現地常駐アドバイザーによる各種サポート
- ④ 現地の合弁候補企業や現地の技術移転先候補企業による我が国企業の関連施設等の視察及び協議を目的とする 現地からの投資ミッションの受入、我が国企業の合弁パートナー候補となり得る現地企業の発掘とニーズを把握することを目的とした 現地パートナーニーズ調査、重点産業分野に関する 詳細調査、その他現地投資促進に資する支援策の実施等

(2) サウジアラビア及びアブダビへの投資促進を行うタスクフォース等の運営・スキームの維持及びこれらに関係機関等との調整・交渉に関する業務

- ① 現地政府、政府関係機関、地方行政機関等とのトップレベル会談の実施及び我が国企業等への視察のアレンジメント等
- ② 我が国政府又は現地政府等と協力の上、両国ビジネス関係者等を集めてのフォーラムの開催等



※ その他事業内容、事業の成果、調査の結果等を広く知らしめることを目的とした専用ホームページの開設及び運用、紙媒体での広報活動等

以 上